

生援管第 107 号
令和 5 年 4 月 11 日

堺保健福祉総合センター 生活援護第一課長 様
堺保健福祉総合センター 生活援護第二課長 様
各区保健福祉総合センター 生活援護課長 様

生活援護管理課長
(担当：3110 木寺)

生活保護制度の適正な運営について（通知）

令和 4 年 1 月、本市において要保護者が暴行死した事案が発生し、現在、事実確認、原因究明及び再発防止策並びに生活保護制度運営上の適正性の確保等に関する検証を行うため、令和 5 年 3 月 27 日付で外部有識者による検証委員会を設置したところである。

今後、当該事案についての原因や課題を検証し、検証委員会による検証結果を踏まえた再発防止のための取組を進めていくことになるが、各区実施機関においては、その結論が出るのを待つことなく、速やかに生活保護制度の適正運営を実施していただきたい。

以下は、生活保護の適正運営を確保するための基本的事項である。保護の実施にあたり常に念頭におき、相談援助及び関係事務を行うよう徹底をお願いします。

記

1 法令及び告示、要領、関係通知、本市条例規則等の遵守について

生活保護制度の運営にあたっては、「生活保護法による保護の基準（昭和 38 年 4 月 1 日 厚生省告示第 158 号）」、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日 厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）」、「生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日 厚生省社会局長通知）」、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和 38 年 4 月 1 日 社保第 34 号 厚生省社会局保護課長通知）」等、法令、国の基準、国通知、本市条例、規則等を遵守すること。

また、特に保護費の支給にあたっては、その支給が生活保護関係法令、同各種通知等の要件を満たすものかを挙証資料等で確実に確認し、ケース記録を的確に作成のうえ、決裁権者へ回付し、組織として適正な承認を行うこと。

2 要保護者に対する組織的判断に基づく支援の徹底について

生活保護は市民の生命、安全を守る最後のセーフティネットであり、要保護者が最低生活を営むために必要な支援を的確に実施する制度である。

個々の支援に当たっては要保護者の立場や心情を理解し、懇切、丁寧に対応し、積極的にその良き相談相手となり支援を実施するよう心がけなければならないのは言うまでもない。

一方、支援の実施にあたって課題や問題が生じるなど援助困難な事案が発生した場合には、ケースワーカー単独の判断で処理するのではなく、査察指導員等との協議や、事案によっては適宜ケース診断会議に諮るなどにより組織的に検討し、組織として判断した結論に基づいて支援を実施していくようお願いする。

これらにあたっては、ケースワーカーからの報告の有無に委ねるのではなく、査察指導員以上による状況把握が重要となることを認識すること。

3 不当要求に対する組織的な対応について

要保護者への援助において不当要求の疑義が生じる案件については、職員個人として対応するのではなく、組織として対応を行うため速やかに上司へ報告し、保健福祉総合センター内で必ず共有を行うこと。上司は、適切に警察への相談を図るほか、生活援護管理課へも報告すること。また、普段から、情報共有のしやすい、風通しの良い職場環境の構築に努められたい。